

# 虐待防止のための指針

児童発達支援センターくれよん

相談支援センターくれよん

## 1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

児童発達支援センターくれよん及び相談支援センターくれよん（以下「センター」という。）では、児童虐待の防止に関する法律の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、職員一人ひとりが利用者に対する虐待禁止の認識のもと、虐待の早期発見に努めます。

## 2. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

### 虐待防止委員会の設置

センターでは、虐待防止に努める観点から、虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

#### ① 設置目的

- ・虐待の防止のための指針の整備
- ・虐待の防止のための職員研修の計画、実施
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備
- ・職員が虐待等を把握した場合、市担当課等への通報が迅速かつ適切に行われるための手続
- ・虐待等が派生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策の検討
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての検証

#### ② 委員会の構成員

- 1) 管理者【虐待防止担当者】
- 2) 児童発達支援管理責任者
- 3) 保育士又は児童指導員
- 4) 臨床心理士（公認心理師）
- 5) 作業療法士
- 6) 相談支援専門員

#### ③ 委員会の開催

- ・年1回開催
- ・必要時は随時開催

## 3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

支援に関わるすべての職員に対して、虐待等の防止に関する適切な知識を普及・啓発するため職員教育を行います。